

9 住 宅

住宅に関する相談・情報提供の窓口

(1) 福祉機器支援センター 身 (44 頁参照)

リハビリテーションに従事する専門職が、住宅改造などについて、相談・助言・情報提供などを行います。

(2) よこはま住まいサポート（横浜市居住支援協議会）相談窓口 身 知 精

住まいの確保にお困りの方からの相談に応じています。相談の内容によって公営住宅や制度住宅・居住支援サービスの情報提供やアドバイスを行っています。

【窓 口】 よこはま住まいサポート（横浜市居住支援協議会）相談窓口

【所 在 地】 〒 221-0052 神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル 6 階 横浜市住宅供給公社

【電 話】 451-7812

【予約受付時間】 午前 10 時～正午・午後 1 時～午後 5 時（土日・祝日・年末年始を除く）

【窓口対応時間】 午前 10 時～正午・午後 1 時～午後 4 時（土日・祝日・年末年始を除く）

【HP】 [横浜市居住支援協議会ホームページ](#) 検索



(3) セーフティネット住宅 身 知 精

セーフティネット住宅とは、民間賃貸住宅の空き室等の活用を考えている事業者（賃貸人）が、高齢者や障害者、子育て世帯、低所得者など、住まいにお困りの方の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）として、登録した住宅のことです。

セーフティネット住宅は、「セーフティネット住宅情報提供システム」から探すことができます。

【セーフティネット住宅情報提供システム】 <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

また、セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、一定の要件を満たす住宅に対して、家賃や家賃債務保証料等の補助を行います（家賃補助付きセーフティネット住宅）。

※注意点 ・補助を受けるためには、所得等の条件があります。

【問合せ先】 建築局住宅政策課

【電 話】 671-4121 【F A X】 641-2756

住宅に関する助成

住環境整備費の助成

身

知

支援法

浴室・便所などを改造するための費用や機器の購入費・取付費の一部を助成します。

内 容		限度額	対象者
住宅改造費		120 万	① 65 歳未満で身体障害者手帳 1・2 級を取得した方※ ② 知能指数が 35 以下の方 ③ 身体障害者手帳 3 級で、かつ知能指数が 50 以下の方※
移動リフター	購入費	100 万	下肢・体幹機能障害 1・2 級の方（階段昇降機は、上肢及び下肢機能障害 1・2 級の方、内部機能障害 1・2 級の方も含む）
	取付費	40 万	
階段昇降機	購入費	100 万	
	取付費	12 万	
段差解消機	購入費	55 万	四肢機能障害 1・2 級の方
	取付費	20 万	
環境制御装置	購入費	60 万	
	取付費	7 万	
コミュニケーション機器	購入費	30 万	
	取付費	3 万	

※ただし、該当する身体障害者手帳を 65 歳に達した日以降に取得した方を除きます。

【そ の 他】・新築や増築、老朽化や故障に伴う工事は対象となりません。助成対象の可否については、事前のご相談が必要です。

・建築やリハビリの専門スタッフを派遣し、相談・助言を行います。

・介護保険から給付が受けられる場合は、介護保険制度が優先です。

【費 用】世帯の最多課税者の市民税額に応じた自己負担があります。最多課税者の市民税額が一定額を超えた場合は、全額自己負担になります。

【窓 口】各区福祉保健センター（裏表紙）

入居優遇

(1) UR 賃貸住宅への申込

身

知

精

UR 都市機構の賃貸住宅（UR 賃貸住宅）にお申し込み頂く場合、以下のとおりとなります。

【対象者】 ◎ UR 賃貸住宅の特徴について

平均月収額が入居基準月収額（月額家賃の 4 倍。上限あり。）以上ある方、または貯蓄額が入居基準貯蓄額（月額家賃の 100 倍）以上ある方がお申込みできます。なお、障害者の方には収入基準等の特例があります。

敷金（月額家賃の 2 か月分）以外の礼金・手数料・更新料・保証人が不要で、多くの住宅は無抽選・先着順で入居できます。

◎近居割について

「近居割」制度を利用して親子や兄弟姉妹等の親族同士で近居すると、家賃割引を受けられます。

障害者を含む世帯等の優遇対象世帯（他に子育て世帯や高齢者世帯が該当）とこの世帯を支援する世帯が、UR 都市機構の指定する同一団地、近隣団地（概ね半径 2 キロ圏内）または「近居割ワイド」として指定されたエリア内で「近居」する場合、新たに UR 賃貸住宅に入居する世帯の家賃を入居後 5 年間 5% 割引く制度です。

◎新築の UR 賃貸住宅（抽選）にお申し込みいただく場合

申込本人または同居する親族に、次のいずれかに該当する障害者の方が含まれる世帯の方は当選率が一般の方に比べ概ね 20 倍優遇されます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の障害がある方。
 ②愛の手帳（療育手帳）等の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方。又は児童相談所、知的障害者更生相談所又は精神科医等から、重度の知的障害又はこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。ただし、介護者として親族の同居が必要となります。

【窓 口】 独立行政法人都市再生機構 UR 横浜営業センター

【所 在 地】 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町 1-4 横浜イーストスクエア 2 階

【電 話】 461-4177 【営業時間】 午前 9 時 30 分～午後 6 時 【定休日】 水曜日・年末年始

【ホームページ】 物件情報 <http://www.ur-net.go.jp/chintai/>

(2) 市営・県営住宅への入居優遇

身 知 精

市営住宅は毎年4月頃と10月頃に定期募集、2月頃と8月頃に常時募集を行っています（県営住宅は5月頃と11月頃に定期募集、4月頃と10月頃に常時募集）。入居者資格には世帯の収入金額などの条件があります。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

	世帯向一般住宅	単身者向一般住宅
対象者	現に同居し、または同居しようとする親族のうち、次に該当する方がいる世帯 ア 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 イ 1・2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ウ 精神に障害のある方で1・2級の障害年金の証書を交付されている方 エ A1～B1の愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方 オ 知能指数50以下と判定された方 ※市営住宅のみ	現在戸籍上の配偶者がいない方で次に該当する方 ア 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 イ 1～3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ウ 精神に障害のある方で1～3級の障害年金の証書を交付されている方 エ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方 オ 知能指数75以下と判定された方 ※市営住宅のみ
優遇内容	カ 一般申込者より当選率を優遇します。 ※定期募集のみ （※上記に加え、精神障害者保健福祉手帳3級、障害年金3級の方は市営・県営住宅で、愛の手帳（療育手帳）B2、知能指数75以下の方は市営住宅で当該優遇が受けられます） キ 入居収入基準の世帯の月収額を緩和します。 ク 障害者の住宅使用料の特別減免制度が適用される場合があります（所得制限あり）。対象となる障害の内容等については、下記までお問い合わせください。	カ 60歳未満の方も単身者向の住宅に申込みができます。 キ 一般申込者より当選率を優遇します。 ※市営住宅のみ ※定期募集のみ ク 入居収入基準の世帯の月収額を緩和します。 （※精神障害者保健福祉手帳3級、障害年金3級、愛の手帳（療育手帳）B2、知能指数51以上の方は対象外です。） ケ 障害者の住宅使用料の特別減免制度が適用される場合があります（所得制限あり）。対象となる障害の内容等については下記までお問い合わせください。

【窓 口】 市営住宅：横浜市住宅供給公社市営住宅課
 県営住宅：かながわ土地建物保全協会

【電話】 451-7777 【FAX】 451-7769
 【電話】 201-3673 【FAX】 201-8405

貸 付

住宅増改築費（生活福祉資金）の貸付

身 知 精

住宅増改築費（生活福祉資金）の貸付については111頁をご覧ください。